



蒜山高原（真庭市）

# おかやま 労働





2013年  
冬  
No.460

## 目次

スキルアップして再就職しませんか？ 4月開講(6ヶ月コース)訓練生募集…	2	事業主支援ワークショップのごあんない ……………	11
「若者たちの就職面接会」を桃太郎アリーナで開催します!!…	3	企業の女性社員活躍推進関係 オーダーメイド研修のご案内…	12
平成25年度県立高等技術専門校の入校生募集 ……………	3	“どう叱る”“どう育てる”パワーハラスメントにならない指導のポイント…	13
子どもものづくり体験教室“おかやまのスコ技イン倉敷” ……	4	セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止研修は21世紀職業財団へお任せください!…	13
全国障害者技能競技大会(アビリンピック)岡山県選手入賞…	4	講演会「日本企業が女性人材を活用できない理由」	
平成24年度県立高等技術専門校作品展示即売会について…	5	～女性管理職になるとイコトある?～の参加者募集について…	14
多様な働き方を推進しています! ～岡山県～ ……………	6	平成24年度岡山県男女共同参画社会づくり表彰(事業者の部)について…	14
改正高年齢者雇用安定法への速やかな対応をお願いします!～平成25年4月1日から施行～…	8	「中小企業で働く皆さんを応援します」少ない負担で充実の福利厚生!…	15
高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針 ……	9	県労委の動き ……………	15
犯罪被害者の方々のための休暇について考えてみましょう…	10	必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も。……………	裏表紙

# スキルアップして再就職しませんか? 4月開講(6ヶ月コース)訓練生募集

- ・募集期間 平成25年2月12日(火)～平成25年3月8日(金)
- ・選考日時 平成25年3月15日(金) 午前9時30分～
- ・選考方法 筆記試験および面接 (注) 筆記試験のサンプルをHPに掲載しています。ご確認ください。
- ・選考場所 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
岡山職業訓練支援センター(ポリテクセンター岡山)
- ・訓練時間帯 月～金曜の 9:25～16:00(17:00)
- ・訓練期間 平成25年4月3日(水)～平成25年9月30日(月)

コース名(募集定員)	習得内容	主な再就職職種
<b>CAD・NC機械科</b> (30名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機械製図と2次元CAD</li> <li>●3次元CAD基本</li> <li>●2次元CAD応用</li> <li>●汎用工作機械およびNC旋盤作業</li> <li>●マシニングセンタ作業 ●CAM作業</li> </ul>	CADオペレータ NCオペレータ 汎用機械オペレータ 製図技術者 写図技術者(トレーサ) 
<b>溶接技術科</b> (18名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金属加工基本 ●炭酸ガスアーク溶接</li> <li>●ロボット溶接と検査 ●被覆アーク溶接</li> <li>●TIG溶接 ●荷役作業</li> </ul> 【修了時に取得できる資格】 ・ガス溶接技能講習修了証 ・特別教育修了証(産業用ロボット(教示)、アーク溶接自由研削と石、玉掛け、クレーン運転業務)	溶接技術者(自動車部品、 農機部品、一般機械部品、 船舶機装品、配電盤製造、 鉄工、製缶、造船、 設備メンテナンス等) 
<b>電気・通信施工技術科</b> (20名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電気配線工事1 ●電気配線工事2</li> <li>●消防設備・空調機器 ●通信設備工事</li> <li>●光ファイバ施工</li> <li>●情報活用・CAD活用技術</li> </ul>	電気工事業 電気設備保守・管理 防災設備業 電気通信事業 
<b>住宅リフォーム技術科</b> (24名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅構造・法規 ●構造部材加工組立</li> <li>●内外装施工 ●内装材のリフォーム施工</li> <li>●住宅図面作成技術(建築CAD)</li> <li>●福祉住環境整備技術とリフォーム計画</li> </ul>	内外装施工技術者 大工 住宅(リフォーム)関連営業 積算・設計事務員 ホームセンター、 インテリアコーディネータ、 介護サービス業(住宅改修) 

訓練内容や再就職への支援状況等をよくご理解いただくため、**見学説明会**を当センターにて実施します。  
併せて、**職業適性診断**も行います。

**日時** ① 2/13(水) ② 2/19(火) ③ 2/26(火) ④ 3/6(水) 10:00～14:30



お問い合わせ、見学説明会へのお申し込み先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

岡山職業訓練支援センター(ポリテクセンター岡山)

岡山市北区田中580

(JR岡山駅よりバス約30分, JR北長瀬駅よりバス約12分)

TEL.086-241-3271 FAX.086-241-1909

ホームページアドレス

<http://www3.jeed.or.jp/okayama/poly/>

## 「若者たちの就職面接会」を桃太郎アリーナで開催します!!

平成25年3月新規学校卒業予定の就職未内定者及び若年求職者に対する就職支援の一環として、おかやま新卒者就職応援本部、岡山県、岡山県教育委員会、岡山労働局及び県内ハローワークの共催により「若者たちの就職面接会」を開催します。当日は、参加企業との個別面接のほか、カウンセリング・職業相談なども行います。

1. 日 時 平成25年2月13日（水） 13:30～16:00
2. 場 所 岡山県総合グラウンド体育館（桃太郎アリーナ）（岡山市北区いずみ町）
3. 対 象 者
  - ・平成25年3月高等学校卒業予定で就職の決まっていない生徒（学校引率に限る）
  - ・平成25年3月に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等を卒業予定で就職の決まっていない学生
  - ・概ね45歳未満の若年者の方
4. 実施内容 参加企業との個別面接、カウンセリング・職業相談、求人情報等各種情報提供、新規就農相談等
5. 持 参 品
  - 高 校 生：筆記用具、指定の履歴書
  - 高校生以外：筆記用具、応募票（HPからダウンロードできます。）

応募票は2部以上ご用意下さい。当日会場でも配布します。

履歴書は不要です。
6. 問い合わせ先 岡山県労働政策課緊急雇用対策室 電話 086-226-7599  
 （緊急雇用対策室 HP <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/318/>）  
 岡山労働局職業安定課 電話 086-801-5103  
 （岡 山 労 働 局 HP <http://okayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.jp/>）

## 平成25年度県立高等技術専門校の入校生募集

県立高等技術専門校では、平成25年4月入校生を募集しています。（B2日程）

募集対象者は平成25年3月に中学校・高等学校を卒業見込の方、離転職者の方及び身体に障害のある方です。

専門校では、これから就職しようとする方、仕事を変えようとする方などが、職業に必要な専門的な知識や技能の習得を目指し、就職を円滑に行うための職業訓練を行っています。

入学金、授業料は無料ですが、教科書、作業服等の経費や各種資格取得に要する経費等は自己負担となります。

募集している訓練科や、訓練内容等詳しくは、各専門校または県庁労働政策課までお問い合わせください。

- ◆受付期間◆ 平成25年1月10日（木）～平成25年3月6日（水）
- ◆申し込み先◆ 高等学校卒業見込の方……………希望する訓練科の設置された専門校  
 上記以外の方……………管轄の公共職業安定所（ハローワーク）
- ◆選 考 日◆ 平成25年3月18日（月）、3月19日（火）
- ◆問い合わせ先◆ 南部高等技術専門校（倉敷市新田3241） TEL（086）424-3311  
 北部高等技術専門校（津山市川崎953） TEL（0868）26-1125  
 北部高等技術専門校美作校（美作市安蘇345） TEL（0868）72-0453  
 岡山県労働政策課 TEL（086）226-7387

ホームページ：<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>

## 子供ものづくり体験教室“おかやまのスゴ技イン倉敷”

岡山県技能士会連合会では、岡山県及び岡山県職業能力開発協会との共催で、来る2月16日(土)、イオンモール倉敷1階セントラルコートにおいて、子供ものづくり体験教室“おかやまのスゴ技イン倉敷”を開催します。

これは、技能士の優れた作品の展示やものづくりの体験を通じて、ものづくりの大切さや面白さ、技能士が広く活躍している実態を紹介することにより、技能の伝承、技能尊重の社会的気運を高揚し、岡山県の産業・文化の発展に寄与することを目的に、昨年度から実施しているものです。

当日は、フラワーアレンジメントなどの展示をはじめ、参加技能士会によるお好み壁画やタイルを使ったモザイクアートの製作、巾着袋やコースターづくりなどの体験教室が開催されます。

熟練の技能士が親切、丁寧に指導しますので、小さな子供さんでも楽しみながらものづくりを体験することができます。

冬の日、暖かいイオンモール倉敷でものづくりの面白さを体験してみませんか。

### 〔去年の体験教室の様子〕



## 全国障害者技能競技大会(アビリンピック) 岡山県選手入賞

障害を持つ方々が技能を競う「第33回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)」が、平成24年10月20日(土)から22日(月)まで長野県長野市で開催されました。

この大会に9名の岡山県代表選手が出場し、岡崎 悠選手が銅賞を受賞しました。

種目名	賞	選手氏名	性別	所 属
ビルクリーニング	銅賞	おか ざき はるか 岡 崎 悠	男	岡山県立岡山瀬戸高等支援学校

## 平成24年度県立高等技術専門校作品展示即売会について

県立高等技術専門校では、訓練内容や技能の習得状況について、地域の方々に理解を深めていただくため、作品展示即売会を開催します。

展示即売会は訓練生が製作した木工製品や金属加工製品等の展示即売、訓練内容の展示、模擬店、体験コーナーなど盛りだくさんの予定で、日程は次のとおりです。

- ◇北部高等技術専門校                      2月21日(木)      10時～
- ◇北部高等技術専門校美作校            2月17日(日)      10時～

★平成23年度作品展示即売会の様子です。

### 【北部校】



### 【美作校】



南部高等技術専門校での開催はありませんが、美作校会場内で訓練内容の紹介や作品の展示即売を行います。

なお、作品展示即売会の内容等の詳細については、各高等技術専門校又は県庁労働政策課までお問い合わせください。

### ◇問い合わせ先

北部高等技術専門校（津山市川崎953）

TEL 0868-26-1125

北部高等技術専門校美作校（美作市安蘇345）

TEL 0868-72-0453

岡山県労働政策課

TEL 086-226-7387



## 多様な働き方を推進しています! ~岡山県~

岡山県マスコット ももっち うらっち

### ★ワーク・ライフ・バランスを推進されている企業の紹介

今回は、脳卒中や骨折、肺炎などの急性期経過後から慢性期患者を、医療と福祉のトータルマネジメントで受け入れる体制を整えた「医療法人誠和会 倉敷記念病院」さんをご紹介します。倉敷記念病院さんは平成23年度に「おかやま子育て応援宣言企業 岡山県知事賞」を、さらに倉敷市から「平成23年度男女共同参画社会づくり表彰」を受賞されています。総務部長の河田真治さんにお話を伺いました。

#### 医療法人誠和会 倉敷記念病院

倉敷市中島831番地

社員数 男性 122名  
女性 430名



建物全景

#### ○出産後もいきいきと働ける環境を!

出産後の職員が職場復帰しやすい環境づくりに努めています。育児休業明けの職員に対して、職場復帰前には部署長や人事担当者が職員の要望を聞くとともに、休暇等の制度の説明を行っています。「子どもの世話が残り残業や夜勤は難しい」といった復帰への不安に対して、利用できる制度や就業場所が働きやすい環境となるよう一緒に考えます。

また、託児所を平成20年の2月に開設しました。それまでの施設ではスペースがとれなかったのですが、新たな施設を建築する際には職員からの要望を受け、託児スペースを設けました。現在定員は25名で、0歳児から就学前までの乳幼児を受け入れています。開設時間は、朝の8時から夕方6時で、7時まで延長保育を行っています。通りに面した大きな窓からは子ども達の様子を見ることもでき、出産後も安心して子どもを預けて働けると、職員の職場復帰支援のひとつとなっています。さらに、当法人へ職場見学に来られた方や面接、入社オリエンテーション時の託児も行っており、出産後の再就職も支援しています。



託児所で過ごす子ども達

#### ○お互い様の精神で

特別休暇としては、平成19年度から誕生日休暇を、また、平成23年度から創立記念休暇を設けました。さらに、家族や子どもとふれあえる環境づくりを目指して、3連休のリフレッシュ休暇を設けました。これらの休暇は職員からの評判もよく、現在ほぼ100%取得されています。

休暇の取得については、従来から上司の方々が率先して休暇を取得してくれていたこともあり、職場全体も休暇を取得しやすい雰囲気が出ています。

また、業務の「申し送り」を行うなど、お互いに仕事を任せられるように情報の共有が図られています。毎週、全体朝礼や連絡会議を行うとともに、院内LANを活用しています。各部署でも打ち

合わせを綿密に行うようにし、情報の共有に努めています。仕事を分け合う、職員同士互いに支え合う、お互い様という精神が根付いていると感じます。

### ○もちろん男性も子育てします！

子どもの参観日や部活動の応援にあわせて有給休暇を取得するなど、男性職員も子育てに積極的に参加しています。男性の育児参加が特別なことではなく、自然なことで捉えられているように感じます。家族とのふれあいの時間がとれているお陰で、子どもも父親の帰りを心待ちにしてくれているのが、父親としてとても嬉しく思います。

### ○職員同士のつながりを！

福利厚生事業にも力を入れており、職員旅行では一泊旅行から日帰り旅行、子ども向けの旅行など数種類の旅行を企画しています。また、お祭りやボウリング大会など年間を通じてイベントも多く開催しています。バレーボールやテニス、フットサル、登山、バスケット、ゴルフ、ボウリング、有酸素運動部など部活動への補助も行っています。イベントや部活を通じて、普段の業務では接触のない職種同士の横の連携が生まれてきていると感じています。こうした活動が、職員のストレス解消にもつながっているようです。

### ○地域支援の取組みについて

病院のことを近くにあっても知らない、行ったことがないと言った地域の方からの声を受け、定期的に健康作り教室を開催するなど地域に開かれた病院を目指しています。また、小中学生の職業教育の一環として、小学校の学区探検や中学生のチャレンジワーク、ボランティアの受け入れを行っています。現場の職員の協力があってこそできることですが、参加した子ども達は、普段は目に見えない医療や介護の現場に目を輝かせています。「楽しかった」とか「将来はお医者さんになりたい」等いきいきとした感想を寄せてくれており、そういった子ども達の純粋な気持ちが、現場の職員への刺激になっていると感じます。

### ○職員満足度の向上に向けて

医療法人誠和会には病院から介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホームなど、様々な部署がありますが、その全体を総括する部として総務部を立ち上げました。その立ち上げを期に総務部の目標として「職員満足度の向上」を掲げました。そして、総務部では「職員の満足なくしてお客様の満足なし」という精神の具現化に取り組んでいます。医師や看護師など直接患者さんに接する職員は、患者さんや患者さんを取り巻く家族の方に満足を提供しています。私たち総務部は、患者さんを支える職員自身の満足が得られるよう、休暇制度の充実や省エネ対策、スマート通勤などいいと思ったことには積極的に取り組むようにしています。こうした取組みには、法人のトップである理事長からの理解が大きいと感じています。

託児所の開設や育児短時間勤務、深夜勤務免除など、出産後の職員が職場復帰しやすい環境づくりに努めた結果、出産を機に離職する職員が減りました。また、求人活動で求職者の方に法人の説明をする際にも、託児所や休暇制度等について「働きやすそう」「応募しやすい」と好評です。なかなか取組みの成果を数字で表すことは難しいですが、こういった声がまさに取組みの成果だと感じています。



総務部の中野さん、白神さん、河田さん、中村さん(左から)

# 改正高年齢者雇用安定法への 速やかな対応をお願いします！

～平成25年4月1日から施行～

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定で定める仕組みが廃止されました。

65歳未満の定年制を採用し、65歳までの継続雇用の対象者を労使協定で限定している企業は、制度の見直しが必要です。平成25年4月から厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられるのに対応して、定年・継続雇用制度の見直しをお願いします。

## 就業規則を変える必要はありますか？

今回の改正で労使協定で定める継続雇用の対象者を限定する基準が廃止されたため、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とするよう、この基準を削除する就業規則の変更が必要になります。

### ○就業規則への記載例

（希望者全員を65歳まで継続雇用する場合の例）

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。

（経過措置を利用する場合の例）

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきな効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (3) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (4) ○○○○

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

※ 経過措置を利用する場合、年金支給開始年齢以上の者を対象として基準を運用するのであれば、労使協定を改定せずそのまま利用することは差し支えありません。



# 高年齢者雇用確保措置の実施 及び運用に関する指針

対象者基準の廃止後の継続雇用制度の円滑な運用に資するよう、企業現場の取扱いについて労使双方にわかりやすく示すため、高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針を新たに策定。

〔高年齢者雇用安定法第9条第3項〕

## 指針のポイント

### ○継続雇用制度についての留意事項

- ・継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とする制度とする。
- ・就業規則に定める解雇・退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当する場合には、継続雇用しないことができる。
- ・就業規則に定める解雇・退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇・退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできる。また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。なお、解雇・退職事由とは異なる運営基準を設けることは改正法の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。
- ・ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。

【参考】 今回の法改正後も、以下の点は変更ありません。

- ・定年年齢は60歳以上でなければならないこと。
- ・高年齢者雇用確保措置は3つの選択肢（定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止）から選べること。  
（※今回の改正は、65歳への定年引上げではありません。）
- ・この措置義務は、会社の制度を設ける義務であって、個々の労働者を雇用する義務ではないこと。
- ・高年齢者雇用安定法は、継続雇用時の労働条件を規制していないこと。  
（※継続雇用時の労働条件は、事業主の合理的な裁量の範囲で設定可能です。）

◆改正法や高年齢者確保措置について詳しくは、**最寄りのハローワーク**へお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◆(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県にある**高齢・障害者雇用支援センター**では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っています。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>



厚生労働省・岡山労働局・ハローワーク

# 犯罪被害者の方々のための 休暇について考えてみましょう

誰もが、ある日突然犯罪被害者になる可能性があります。

犯罪被害者の方々の状況をご存知ですか？

犯罪による被害者は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、



など被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。

こうした被害を軽減・回復するためには、犯罪被害者等の方々が仕事を続けられることが重要な意味を持っています。

しかし、現状では・・・

心身の不調による仕事の能率の低下や対人関係の支障、治療のための通院や裁判への出廷等のための欠勤などにより、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

そこで、事業主の皆様提案です。

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇について検討してみませんか。

この休暇の具体的な導入例として、以下のようなものが考えられます。

## 既存の特別な休暇制度を活用

社内広報等において、犯罪被害者等となった従業員については、それぞれのケースに応じて、必要な休暇を付与する旨を周知

各企業における特別な休暇制度の一つとして「犯罪被害者等休暇」を創設

いずれの方法をとるにせよ、この休暇を検討する際は、アンケートやヒアリングを行い、休暇に対する従業員のニーズをつかむことや社内の意見調整を行うなど、労使で十分に話し合っ、自社の状況に合ったものとするのが重要です。

照会先 被害回復のための休暇関係

厚生労働省労働基準局労働条件政策課 03-5253-1111 (代表)

相談窓口一覧 犯罪被害者等施策に係る相談機関等 (内閣府ホームページ)

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/soudan/shientaisei/shientaisei.html>



# 事業主支援ワークショップのごあんない

## 岡山障害者職業センター

厚生労働省及び岡山労働局より、平成24年6月1日現在の障害者雇用状況調査の結果が発表されました。その中で、岡山県の状況については、全体の実雇用率は1.82%(対前年比で0.08ポイント上昇)であるものの、法定雇用率を達成している企業の割合は49.8%(対前年比で0.3ポイント低下)となっています。

低下の要因として、厳しい経済不況、障害者雇用環境の整備不足、就労継続支援A型事業所への雇用の進展等が挙げられます。

こうした状況の中、近年の障害者雇用の進展を受けて、15年振りに障害者法定雇用率の見直しがなされ、平成25年4月1日から1.8%から2.0%になります。

そこで、当職業センターにおいては、事業主ワークショップを拡充し、障害者雇用率未達成でお困りの事業主の皆様を対象に、障害者雇用率達成を実現するためのノウハウを提供させていただくこととしました。

### 障害者雇用を巡る企業を取り巻く環境の変化



解決の契機に!

### 事業主支援ワークショップ

企業の障害者雇用を実現するためのノウハウの提供

- ▶ 障害者雇用に関する情報提供
- ▶ 障害者雇用経験事業主による雇用実態
- ▶ 事業所の個別課題に対する助言
- ▶ 参加企業間の情報交換
- ▶ 障害者雇用を実現するための具体的支援内容 など

詳細につきましては、ご面倒ですが、当センターホームページをご覧ください。

[http://www.jeed.or.jp/jeed/location/chiiki/33\\_okayama.html](http://www.jeed.or.jp/jeed/location/chiiki/33_okayama.html)

# 企業の女性社員活躍推進関係 オーダーメイド研修のご案内

男女雇用機会均等法施行から四半世紀を経て、多くの企業様が女性の活躍支援のための取組をされていますが、まだまだ課題を抱え、その解決に苦慮されていることも多いかと存じます。

当財団はこれまでに蓄積したノウハウを生かしつつ、貴社のご要望をお聞きして、効果的な研修をご提供いたします。是非ご利用ください。

## 1. 「メンター育成研修」

女性活躍推進のためにメンター制度を取り入れる企業が増えています。

## 2. 「産休・育休者セミナー」

育休から復帰した後、育児と両立しながら仕事で十分貢献し、キャリアを形成していく意欲を高めることを目指しています。

## 3. 「女性のキャリア・アップ研修」

どのようなキャリアを築くか、自ら考えることで、職場での女性従業員のモチベーションを高めます。

## 4. 「女性職員を部下に持つ男性管理職のための研修」

女性活躍推進の第一歩は現場マネージャーの意識改革から取り組むのがベストです。

## 5. 「ワーク・ライフ・バランスセミナー」

従業員のモラルアップや職場の生産性向上に効果的です。

★上記の他、新人研修、リーダーシップ研修、コーチング研修、ホスピタリティ研修等、企業様のニーズに合わせて様々な研修を提案いたします

何から取り組んでいいかわからないときは……

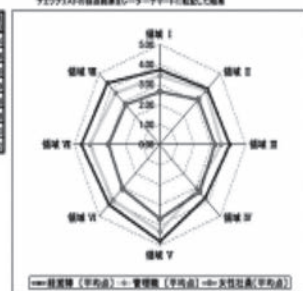
## 「女性活躍推進パック」をご利用ください!!

自社の女性の活躍推進の状況、その問題点は把握しづらいものです。社内で女性の活躍推進の取り組みを進めるために、弊財団が各階層毎のアンケート調査や分析を行い、その結果に基づいてコンサルティングやフォロー研修を行います。

個別研修の研修リーダーご担当者様へ

アンケート結果の傾向をリーダーご担当様に説明した概要

階層	性別	年齢	勤続年数	研修内容
役員	37%	3.4%	3.0%	リーダーシップ
部長	32%	3.8%	3.1%	リーダーシップ
課長	40%	3.5%	3.3%	リーダーシップ
主任	37%	3.6%	3.2%	リーダーシップ
課長補佐	46%	4.3%	3.6%	リーダーシップ
主任補佐	42%	3.8%	3.0%	リーダーシップ
課長	43%	4.0%	3.1%	リーダーシップ
主任	42%	3.8%	3.2%	リーダーシップ



オーダーメイドセミナー、女性活躍推進パックのお申込み・お問合せは



〒113-0033  
東京都文京区本郷1-33-13  
日本生命春日町ビル3階

TEL : 03-5844-1665  
FAX : 03-5844-1670  
kenshu@jiwe.or.jp

<http://www.jiwe.or.jp/tabid/62/Default.aspx>

DVD 1月発売開始!!

eラーニング教材 2月発売予定

## “どう叱る”“どう育てる” パワーハラスメントにならない指導のポイント

パワーハラスメントはなくしたい。でも、部下の育成は最重要課題。時には厳しい指導も必要。どうしたらパワーハラスメントにならない適切な指導ができるか悩んでいる皆さんのために、財団法人21世紀職業財団では、DVD「“どう叱る”“どう育てる”パワーハラスメントにならない指導のポイント」を2013年1月に発売しました。

### 【内 容】

- ポイント1 具体的な行動に焦点を
- ポイント2 人格否定や性格非難はしない
- ポイント3 感情的にならない
- ポイント4 原則 人前で叱らない
- ポイント5 部下の成熟度別にスタイルを変える
- ポイント6 どう伝わったか確認する

部下や後輩を育成するためのパワハラにならない指導のノウハウがドラマ仕立てでわかりやすく解説されています。

また、2013年2月にはeラーニング教材「“どう叱る”“どう育てる”パワーハラスメントにならない指導のポイント」も社内LAN（イントラネット）などのITインフラを利用して企業向けに発売いたします。

価格：DVD（23分） 30,000円 eラーニングの詳細についてはお問い合わせください。



## セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止研修は 21世紀職業財団へお任せください!

21世紀職業財団では、お客様のご要望に応じた内容の研修をアレンジし、セクハラ・パワハラ防止研修を実施いたします。これまでに全国で6,000回を超える実績があり、好評を得ております。

- ※裁判事例や具体例をそれぞれのポイントで引用しながら判断基準等の理解を深めていただきます。
- ※ご要望に応じ、事例検討やグループ討議を取り入れることも可能です。
- ※セクハラ・パワハラ両方の内容を盛り込んだ研修を行うこともできます。
- ※1時間5万円～承っておりますが、ご予算についてはご相談ください。

### セクハラ防止研修(基礎編)カリキュラム例

- 職場におけるセクシュアルハラスメントはなぜ問題なのか?
- 職場におけるセクシュアルハラスメントとは?
- 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容
- なぜセクシュアルハラスメントが起きるのか?
- セクシュアルハラスメントを起こさないために注意すべき事項

### パワハラ防止研修(基礎編)カリキュラム例

- パワーハラスメントの現状
- パワーハラスメント防止の必要性
- パワーハラスメントとは(定義と解説)
- パワーハラスメントを起こさないために注意すべき事項

### 【お問い合わせ先】

財団法人21世紀職業財団 研修事業部

TEL 03-5844-1665 FAX 03-5844-1670

Mail: kenshu@jiwe.or.jp

人財多様性経営を支援する  
財団法人 **21世紀職業財団**

## 講演会 「日本企業が女性人材を活用できない理由」 ～女性管理職になるとイイコトある?～の参加者募集について

岡山県男女共同参画推進センター「ウィズセンター」では、岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」との共催で、女性の社会進出、ワークライフバランスについての研究が行われている、日本女子大学教授の大沢真知子さんをお招きして、講演会「日本企業が女性人材を活用できない理由」を開催します。

女性の管理職を増やすために企業が最優先にやるべきことについて、皆さんも一緒に考えてみませんか？

ぜひご参加ください！

日 時／平成25年3月23日（土） 13:30～15:30

会 場／「さんかく岡山」会議室

参 加 費／無料

対 象／働く女性・企業経営者・管理職

定 員／100名

申込方法／①氏名 ②電話番号・FAX番号 ③職業（会社名）を電話、FAXでお知らせください。

※駐車場はございません。お車でご越しの方は、恐れ入りますが近隣の有料駐車場をご利用ください。

### 申込・お問い合わせ

岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」  
〒700-0822 岡山市北区表町三丁目14番1-201号 アークスクエア表町2階  
電話：086-803-3355 FAX：086-803-3344  
月・水～土曜日：9:30～20:00／日曜日・祝日：9:30～17:00  
休館日：火曜日（火曜日が祝日の場合は次の平日）

## 平成24年度岡山県男女共同参画社会づくり表彰 (事業者の部)について

岡山県では、男女共同参画の促進に関する活動を積極的に行う事業者に対して、その功績をたたえる岡山県男女共同参画社会づくり表彰を実施しています。

このたび、本年度の受賞事業者を次のとおり決定し、平成24年11月17日（土）、岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）で開催された「ウィズフェスティバル2012」において表彰式を行いました。

事業者名	主な取組内容
医療法人緑風会 (岡山市)	ポジティブ・アクションの実施計画を策定し、女性の幅広い職域での活躍と登用に取り組んでおり、能力開発や資格取得などを積極的に支援するとともに、性別にかかわらず個々の適性、能力等に基づく公正な人事評価を行っている。また、事業所内託児施設を設置するなど、仕事と家庭の両立ができる環境づくりを進めている。
岡山商工会議所 (岡山市)	性別による職域の制限をなくし様々な業務へ女性の配置を積極的に行うとともに、女性の管理職への登用を進めている。また、育児休業を取得している職員が円滑に職場復帰ができる体制を整備するなどにより職員の定着を図るとともに、仕事と家庭の両立ができる環境づくりに取り組んでいる。
株式会社 岡山村田製作所 (瀬戸内市)	男性の比率が高い職種への女性の職域拡大や女性従業員によるグループ活動など女性の能力の活用を積極的に進めている。また、時間単位の有給休暇制度や就学前までの短時間勤務制度、リフレッシュデーなどを設けるとともに、その利用の促進を図り、仕事と生活の両立ができる環境づくりに取り組んでいる。

お問い合わせ：岡山県男女共同参画青少年課（電話：086-226-0553）

# 「中小企業で働く皆さんを応援します」 少ない負担で充実の福利厚生！

中小企業で働く事業主と従業員の皆様に、個々の事業所では行うことのできない多彩な福利厚生サービスを提供するため、県内には5つの勤労者福祉サービスセンター・勤労者互助会が設立されています。

また、より多くの方々に充実したサービスを提供するため会員を募集しています。

## 1. お慶びにもお見舞いにも

お祝い事やご不幸があったときの  
各種給付金の支給

## 2. ゆとりを楽しむ

宿泊施設、レジャー施設等の利用  
助成、各種ツアーの割引あっせん等

## 3. 健康な明日のために

健康診断等の受診料の補助、健康  
関連施設の利用助成等

## 4. 自らを向上させる

生涯学習、自己啓発を支援、  
スポーツ、文化イベントの助成等

※他にも様々なサービスがあります。各団体ごとでサービス内容が若干異なります。

### ●詳しくは地域のサービスセンター・互助会へお問い合わせください●

団体名	連絡先	対象地域
(財)岡山市勤労者福祉サービスセンター(ときめきプラザ)	086-223-6364	岡山市
倉敷市勤労者福祉サービスセンター	086-426-3417	倉敷市
(一財)玉野勤労者福祉サービスセンター	0863-33-5000	玉野市
津山圏域勤労者互助会	0868-24-3633	津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町
井原地域勤労者互助会	0866-62-8850	井原市・矢掛町

## 県労委の動き

H24年9月1日～H24年11月30日

### 不当労働行為救済申立事件

- H22年2号事件(団体交渉拒否)  
10月24日 第3回調査

### 個別的労使紛争事件

- A介護事業会社事件(不当解雇)  
9月3日 正社員1名からあっせん申請  
10月10日 あっせん打切

### 不当労働行為救済命令取消請求事件

- 広島高裁岡山支部H24(行コ)第13号事件(原審:岡山地裁H23(行ウ)第26号事件)  
9月6日 控訴提起(一審原告側)
- 広島高裁岡山支部H24(行コ)第8号事件(原審:岡山地裁H23(行ウ)第27号事件)  
9月6日 第1回口頭弁論(結審)  
10月25日 判決言渡し(控訴棄却)



# 必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。



## 岡山県最低賃金

地域別最低賃金 (平成24年10月24日より)

時間額 **691** 円

### 特定最低賃金 (岡山県内)

(発 効 日)  
時 間 額

(平成24年12月30日より)

耐 火 物 製 造 業	815 円
鉄 鋼 業	829 円
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	745 円
自動車・同附属品製造業	796 円
船舶製造・修理業、船用機関製造業	827 円
各種商品小売業	752 円
(平成25年2月14日より)	
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温調調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	809 円

- 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する特定最低賃金が適用されます。

ただし、次に掲げる者については、「岡山県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
  - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの  
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
  - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 特定最低賃金が適用されない労働者は、「岡山県最低賃金」が適用されます。
  - 次の賃金は、最低賃金に算入されません。
    - ① 精進手当・通勤手当・家族手当
    - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
    - ③ 臨時に支払われる賃金
    - ④ 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金



#### お問い合わせは

岡山労働局 賃金室 TEL(086)225-2014

岡山労働基準監督署 TEL(086)225-0591

倉敷労働基準監督署 TEL(086)422-8177

津山労働基準監督署 TEL(0868)22-7157

笠岡労働基準監督署 TEL(0865)62-4196

和気労働基準監督署 TEL(0869)93-1358

新見労働基準監督署 TEL(0867)72-1136

岡山労働局ホームページアドレス <http://okayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

うらっち ももっち  
岡山県マスコット

再生紙を使用しています

岡山県 産業労働部労働政策課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL086-226-7386 FAX086-224-2130